

○厚生労働省告示第五十四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の四第四項の規定に基づき、労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条の表事業場の安全衛生に関する管理の方法の項中「安全衛生教育」の下に「事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）」を加える。

第二条の表事業場の安全衛生に関する管理の方法の項中「安全衛生教育」の下に「事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）」を加える。

第三条の表事業場の安全衛生に関する管理の方法の項中「安全衛生教育」の下に「事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）」を加える。